



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・厚生労働二)

〔復興庁令・省令〕

○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令
(復興庁・厚生労働一)

〔省令〕

○総務省組織規則の一部を改正する省令(総務一五)
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(同一六)

○農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令を廃止する省令(同一七)

○過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令(同一八)
○消防法施行規則等の一部を改正する省令(同一九)

○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(同一二)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四)

○調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令(同一五)

○国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令(同一六)

○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令(同一七)

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令(同一八)

○関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令(同一〇)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○教員資格認定試験規程の一部を改正する省令(文部科学七)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(同一九、一〇)

○専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(同一二)

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働四三)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同一四)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一五)

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一六)

○クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)

○介護保健法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令(同一五二)

○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令(同一五三)

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境二)

○PFOS又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条の表PFOS又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令(同一三)

○新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令(同一四)

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・国土交通二)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産一七)

○農業保険法施行規則の一部を改正する省令(同一八)

(以下次のページへ続く)

○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件(同一六三)	四三	○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七二)	四六	○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(同一八二)	五三	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第八條第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二條第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件	五四
○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件(同一六四)	四三	○確定給付企業年金法附則第二十八條第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七三)	四六	○居室介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるもの(同一八三)	五三	○PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九條の表PFOS又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送りに当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件(同三)	五四
○職業能力開発促進法第十五條の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三條第一項の規定に基づく計画の一部を改正する件(同一六五)	四六	○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六條第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七四)	四六	○介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一八四)	五三	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省・経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示(同四)	五四
○平成三十年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を定める件(同一六六)	四三	○中小企業退職金共済法第三十一條の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七五)	四六	○厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項(同一八五)	五三	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一條の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件(同五)	五四
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同一六七)	四六	○中小企業退職金共済法施行令第十五條第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七六)	四六	○労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件(同一八六)	五三	(以下次のページへ続く)	
○中小企業退職金共済法第十條第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二條第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件(同一六八)	四七	○中小企業退職金共済法第三十一條の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七七)	四六	○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七條の規定に基づく平成三十年度の単位掛金額を定める件(同一八七)	五三		
○中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件(同一六九)	四七	○障害者雇用対策基本方針を定める件(同一七八)	四六	○福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件(厚生労働・経済産業一)	五三		
○中小企業退職金共済法施行令第二條第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件(同一七〇)	四七	○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同一七九)	四六	○特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件(厚生労働・経済産業・国土交通・環境一)	五三		
○中小企業退職金共済法第十三條第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一七一)	四七	○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示(同一八〇)	四六		五三		
	四七	○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者(同一八一)	四六		五三		